

【重 要】必ずお読みください

令和元年7月12日

保護者様

大阪市立喜連中学校
校長 竹内 昭典

学校給食費振替口座について

平素は、本校教育の推進に何かとご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、2学期より開始される「学校調理方式（親子給食）」について、先日お知らせをさせていただいたところですが、学校給食費振替口座については、小学校での登録口座を引き続き中学校でも使用することとなっております。登録口座の変更をご希望される方、又は口座未登録の方は、下記の要領でお手続きをお願いいたします。

2学期より始まる「学校調理方式（親子給食）」（全員喫食）へ向けて、再度、現在の登録口座のご確認をお願いいたします。

次の①～③に該当される方は、口座の登録または変更の手続きをお願いいたします。

① 学校給食費振替口座が未登録の方

⇒口座が未登録の場合、毎月の学校給食費が納付書（金融機関での直接納入）での納入となります。また、年度末等に返金額が生じた場合、学校までご来校いただく事になります。

② 小学校で登録後に家庭状況等が変わり、口座名義人の変更または名義変更をされた方

⇒名義変更の場合は、毎月の口座振替は、金融機関により引き落とし可能となる場合もありますが、返金が生じた場合の振込は、振込不能となります。

③ その他、現在の登録口座を変更する必要がある方

（例：全く使用していない口座が登録されている 等）

口座の登録または変更の手続きが必要な方には、「学校給食費預金口座振替依頼書」をお渡しさせていただきますので、お手数をおかけしますが、学校までご連絡ください。

- ◆ 「学校給食費預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、金融機関窓口で手続きを行ってください。取扱い金融機関は学校徴収金とは別の金融機関でもご登録が可能です。
- ◆手続きをされる時期によっては、直近の口座振替日に間に合わない場合もございますが、ご了承ください。

※ 現在の登録口座がご不明な方やご不明な点がございましたら、喜連中学校 事務室（TEL 6704-0003）までお問い合わせください。